

## 第 142 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 4 日 (木)  
午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出 席 者 部会長 兒山 真也  
委 員 恩地 紀代子  
委 員 北川 博巳  
委 員 工藤 和美  
委 員 平栗 靖浩  
委 員 吉岡 牧  
委 員 柳 尚吾
- 4 審議案件  
第 1 号議案 姫路市における (仮称) マックスバリュ豊富店の  
新設に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
- 5 審議概要 別紙のとおり

## 審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委 員 R 9・R11（西側出口付近）の夜間の走行速度は時速何 km で計算しているか。

事 務 局 10km/h で計算している。

委 員 西側出口を夜間封鎖し、速度制限を設けても R 9・R11 の車両走行音による最大騒音レベルの予測値が基準値を超えている。その他の対策として、R 9・R11 の車路を完全に封鎖することが考えられるが、一方通行の車路を部分的に分断すると渋滞が発生してしまう懸念がある。また、影響を与える音源の位置を考慮すると、西側出口の位置を変えることも対策として効果的ではない。最終的に周辺地域にどうい影響があるかを大規模小売店舗立地法では考えなければならぬので、予測地点 A（近接する住宅の敷地境界線上）における夜間の等価騒音の予測値が環境基準を下回っていることをもって認めざるを得ないと考える。

委 員 居住者と協議等が行われているのか。

関 係 人 居住者には騒音の基準を超過する旨を説明し、理解を得た。

委 員 建替え前、夜間はどのような運用だったか。

事 務 局 従前、この出口部分は出入口として運用されており、付近の駐車区画の夜間利用を制限していたが、出入口自体は開放されていた。

委 員 建替え前の騒音環境の方が劣悪であり、当時から何もトラブルが起

きていないということであれば、支障ないと考える。

- 委員 a'（住宅壁面）での最大値の騒音レベルは把握されているか。
- 事務局 a' では、45dB となるが、騒音源ごとの最大値の予測は店舗側の敷地境界上で評価することが原則である。設置者として騒音の影響を低減するために、遮音パネルの設置や夜間利用制限の実施といったできる限りの対応を行った上で、それでも最大値の予測値が規制基準を超過する場合は、等価騒音の夜間の数値を踏まえて、騒音の影響を評価している。
- 委員 議案書で保全対象を捉えた予測地点のみ記載する形に変更したのは今回からか。
- 事務局 今年4月から変更している。設置者が任意で近隣住民等への説明に必要な地点についても予測しており、届出書に記載されている。
- 委員 出口近辺に遮音壁等の設置はないか。
- 事務局 遮音壁等の設置はない。
- 委員 参照している基準値は、値としてどれくらい厳しいものか。
- 事務局 住居系の用途地域と同じ値であり、工業系や商業系の用途地域における基準値より厳しい値である。
- 委員 西側出口に歩行者や自転車利用者専用の出入口がないが、支障ないか。計画地の西方面には住宅があるので、自転車を利用する方が多いということはないか。
- 関係人 歩行者・自転車利用者専用の出入口は東側出入口に設置している。既存の店舗営業時も自転車や徒歩での来店はほとんどなかったことから、支障ないと考えている。
- 委員 駐車場内に段差はないか。

- 関係人 段差はない。障害者等用駐車区画には屋根を設ける予定である。
- 委員 屋根の柱は乗降に支障ない位置となるよう留意されたい。また場内  
がフラットである分、車両の急発進による建物への衝突を防ぐため  
の対応はどのように考えているか。
- 関係人 店舗前の駐車区画にはU字パイプを設置する。障害者等用駐車区画  
の背面にはU字パイプを設置せず、障害者等用駐車区画の屋根を支  
える柱も乗降の妨げにならないよう設計している。
- 委員 看板の設置位置や表示内容は図面に記載されているが、大きさは資  
料に記載されていない。姫路市の屋外広告物条例で決まっているの  
ではと思うが、どのようなものになるか。
- 関係人 届出時期が新設日の8ヶ月前であるため、届出時には詳細なサイズ  
までは確定しておらず、図面に表記できていないが、60cm×80cm程  
度のものを設置する。
- 委員 姫路市の条例基準に基づいて計画しており、大きさや高さは全て支  
障ないものと考えてよいか。
- 関係人 支障ない。
- 委員 出口付近を時速10kmに速度制限する旨の看板を設置するという理  
解でよいか。
- 関係人 西側出口付近に設置する。
- 委員 計画地は浸水想定区域であるため、浸水被害の軽減に注意する必要  
がある一方、施設を利用しやすくするためには、全面平坦でバリア  
フリーの構造にするべきという観点もある。総合治水条例の内容及  
び本計画の敷地の設計方針について説明されたい。

- 事務局** 当条例は、1 万 m<sup>2</sup>以上の大規模な開発行為を行う際に、届出手続を設け、調整池の設置など雨水処理の設計内容を確認している。今回は届出手続の対象ではないが、浸水想定区域に該当しており浸水が見込まれることから、主要な電気設備等を高所に配置することにより施設の耐水機能を維持できるよう対応している。
- 関係人** 今回は建替えのため、地盤面は大きく変わらない計画である。また、建物側に水が流入しないよう計画しているが、駐車場で水を貯める計画ではない。大規模な開発行為の場合には、駐車場の下に雨水貯留槽を設けるなどの対応を行っている。
- 委員** (3) 廃棄物等に係る事項について、指針による必要容量が 10.95 m<sup>3</sup>、計画（確保）する容量が 29.9 m<sup>3</sup>となっており、約 3 倍の余裕を持って設計されている。しかし、議案書の表だけを見た場合、計画店舗から実際に排出される廃棄物量が 10.95 m<sup>3</sup>で、計画容量も 10.95 m<sup>3</sup>と誤解され、危険ではという印象を持たれるおそれがある。各種廃棄物の予測排出量の内訳はどのように算出されているのか。
- 事務局** 法の指針によって算出している。紙、金属、ガラス、プラスチック、生ゴミ、その他の可燃性廃棄物といった区分があり、店舗面積当たりによる各種のごみの排出量の算出式が決められている。また、議案書の記載については、指摘のとおり誤解を生まないように、計画容量と必要容量が明白に読み取れる形式へ体裁を変更する。
- 関係人** スーパーの場合、廃棄物保管庫は指針の算出値よりも大きく作られることが多く、実際は業態によって大きく異なっている。家電量販店や食品を取り扱ってないドラッグストアの場合、指針で必要とされる容量ほど廃棄物が発生しないこともある。

委員 手続について、駐車場の届出台数は実際（全体）の収容台数より少ない台数で届け出ることには支障ないとのことだったが、廃棄物保管施設の場合は異なるのか。

関係人 保管施設について、通常は実際に確保する容量で届出している。

部会長 （各委員に諮った上で）原案のとおり県の意見は有しないとし、留意事項として1から7を付記することとする。

**【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。
- 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 5 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

7 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮するなど、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。